

すべての子育て家庭に対する支援について

第1次報告における取りまとめ概要

【現行制度の課題】

- 現行制度では、すべての子育て家庭を対象とした各種の子育て支援事業の実施は、市町村の努力義務にとどまっており、その実施状況に大きな地域格差。
- 一方、核家族化や地域のつながりの希薄化の中、とりわけ専業主婦の子育ての負担感・孤立感が高まっていることも踏まえ、これらの事業の充実が必要。
- とりわけ、一時預かりについては、公費による給付の公平性の観点からの一定の利用保障が行われるべき。

【新たな制度体系における方向性】

- すべての子育て家庭に対し、子育ての孤立感・不安感・負担感の解消に向け、支援を強化するため、各種子育て支援事業の充実を図っていくことが必要。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 相談援助や利用調整等を含む子育て支援コーディネート機能の位置づけ、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や機能拡充、各種事業の担い手の育成等について、さらに検討が必要。制度上の位置づけ、財源の在り方についてもさらに検討。

1 すべての子育て家庭への支援について

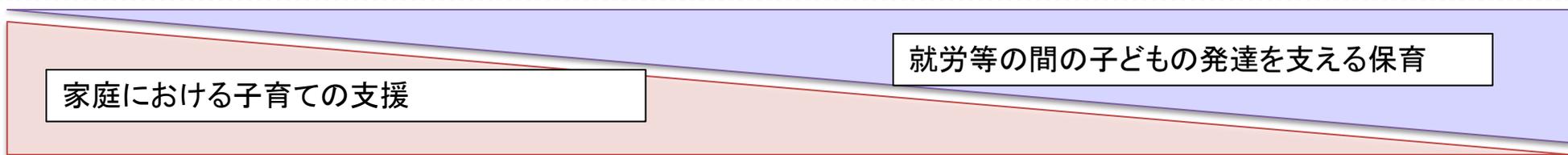
- 核家族化や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少の中、子育てをめぐる環境は大きく変化し、
 - ① 子どもが同年齢・異年齢、親以外の大人や社会と関わって育つ機会が減少していることから、そのための機会を積極的に求めること
 - ② 子育ての孤立化・負担感が高まっていることから、これらの軽減を図ることなどが求められている。

子育ては父母その他の保護者が第一義的に責任を有するものであるが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。

- したがって、親が働いている、働いていないに関わらず、すべての子育て家庭の支援を推進していくことが必要。あわせて、特別な支援が必要な子どもに対する取組の推進も必要。

- 「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においても、すべての子育て家庭への支援について、親の就労と子どもの育成の両立を支える支援とあわせて、
 - ・ すべての子ども健やかな育成を支える対個人給付・サービスとして一時預かり
 - ・ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組として、各種子育て支援事業の充実・整備等の充実の必要性があげられている。

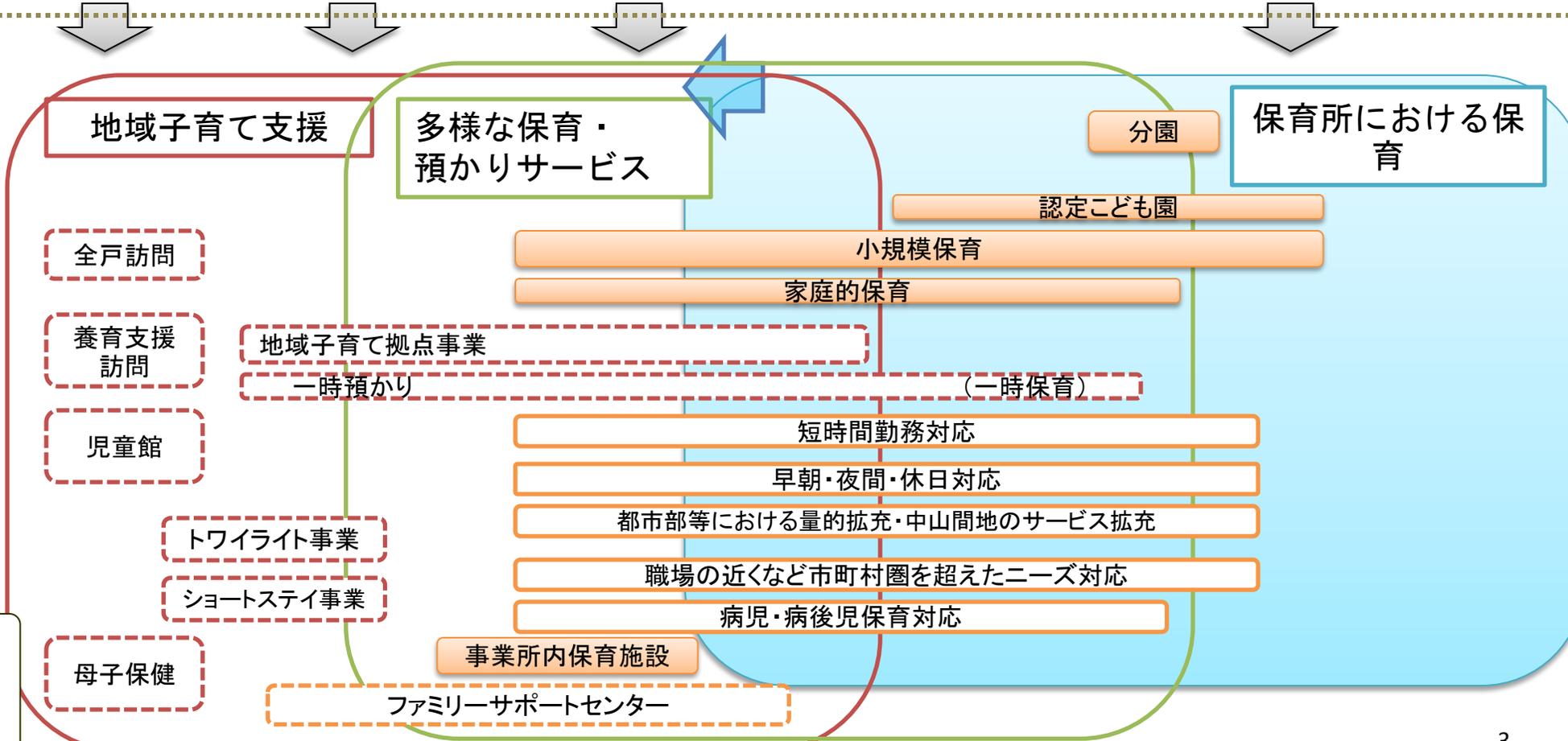
多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



家庭における子育ての支援

就労等の子どもの発達を支える保育

- 育児相談・親子の交流の場
- 用事や育児疲れ解消のための一時預かりの場
- 勤務時間等に応じた柔軟な保育サービス
- 育児休業等とつながる円滑な保育所への入所



社会的養護

※ 障害者自立支援制度等による障害児施策

機能

支援の内容

非就労の親

働きながら子育てする親

親の就労と子どもの
育成を支える支援

すべての子育て家庭に対する
支援

(対個人給付) (対集団支援)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- [雇用政策] ○母性健康管理・母性保護措置
 - 産前・産後休業、育児休業
 - 勤務時間短縮等の措置
- [現金給付] ○出産手当金、育児休業給付
- [現物給付] ○保育サービス
 - 放課後児童クラブ

等

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービスの充実

- [現物給付] ○一時預かり(一時保育、トワイライトステイ、ショートステイ)
- [現金給付] ○出産育児一時金
 - 児童手当

等

III すべての子どもの健やかな育成を支える社会基盤の整備

- 母子保健サービス
- 各種の地域子育て支援(全戸訪問、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなど)
- 児童館、放課後子ども教室(子どもの安全・安心な居場所)

等

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略のポイント

Ⅲ 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

②すべての子どもの健やかな育成を支える 対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる 地域の取組

- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的な展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

○次世代育成支援法に基づく「行動計画策定指針(平成15年8月告示)」

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。

○少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)(抄)

2 少子化の流れを変えるための3つの視点

(3) 子育ての新たな支え合いと連帯 一 家族のきずなと地域のきずな 一

『子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。』 子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を持つものである。同時に、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。

近年、核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化したため、家庭のみでは子育てを負い切れなくなってきたおり、さらには虐待などが深刻な問題となっている。祖父母などの親族や、近隣など身近な地域社会での助け合いのネットワークが有効に機能することが望まれる。また、社会経済の変化や少子化に伴い、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわるニーズは大きく変化してきており、小児医療、母子保健などの多様なニーズに対し、適切な対応が求められている。

このため、かつて家族や地域・集落が担っていた次代の育成を支援する機能を、地域や社会の力を借りて、現代社会にふさわしい形で再構築するとともに、子育てを社会全体で支援していく「新たな支え合いと連帯による子育て支援」の体制をつくり上げていくことが求められている。

○ 新しい少子化対策について(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)(抄)

1 新たな少子化対策の視点

(2) 子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充

若年世代にとって、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子どもを生き育てることをためらわせる経済的あるいは心理的な負担感が強い。子どもを持ちたいという国民の希望に応え、子どもを安心して生み、育てやすくする環境整備のための支援策をさらに拡充していくことが重要である。子育て支援は、単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強めることにつながる。また、家事や育児を行うことが極端に制約される職場の働き方を是正し、親子や夫婦が共に過ごす時間を増やす等、仕事と生活の調和を図る必要がある。

子育て家庭は子どもの成長に応じてさまざまなニーズや懸念を有しており、少子化対策は総合的、体系的、多角的に立案され、以下の考え方に沿って重点的に推進する必要がある。

① 子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

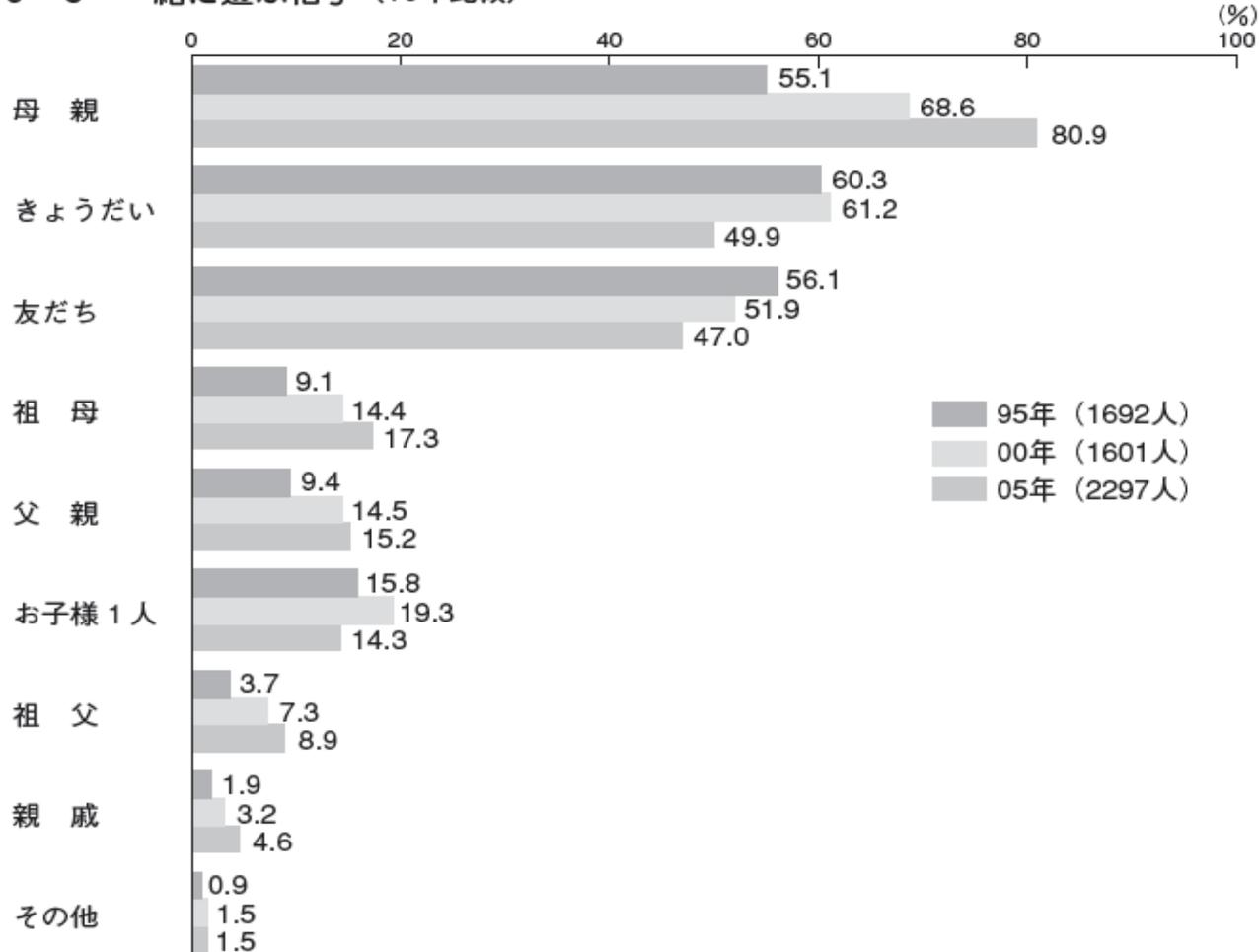
② 親が働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点も加えて子育て支援策を強化し、在宅育児や放課後対策も含め、地域の子育て支援を充実する。

③～⑤ (略)

幼児が一緒に遊ぶ相手

- 子どもが平日幼稚園・保育園以外で遊ぶ相手としては、「母親」の割合が大幅に増加している。
(1995年55.1% →2005年80.9%)
- また、子どもが「きょうだい」や「友だち」と遊ぶ比率は減少している。

■図1-6-5 一緒に遊ぶ相手 (10年比較)



注) 複数回答、「その他」を含む9項目の中から選択。

一時預かりの子どもにとってのプラス面

○ 一時預かりを行っている施設に対し、一時預かりを利用することが子どもにとってどのようなプラスがあるか尋ねたところ、「集団保育の体験」「遊びの体験が広がる」「友達ができる」といった回答が多かった。

一時預かりの子どもにとってのプラス面

サンプル数 (N)	友達ができる	遊びの体験 ができる	施設・遊具を 利用できる	集団保育を 体験できる	行事に参加 できる	生活習慣の 確立に役に 立つ	親の育児不 安から保護さ れる	親がリフレッ シュして、親 子関係がよく なる。	その他
212	168	178	122	179	107	135	136	162	11
	79.2%	84.0%	57.5%	84.4%	50.1%	63.7%	64.2%	76.4%	

(複数回答可)

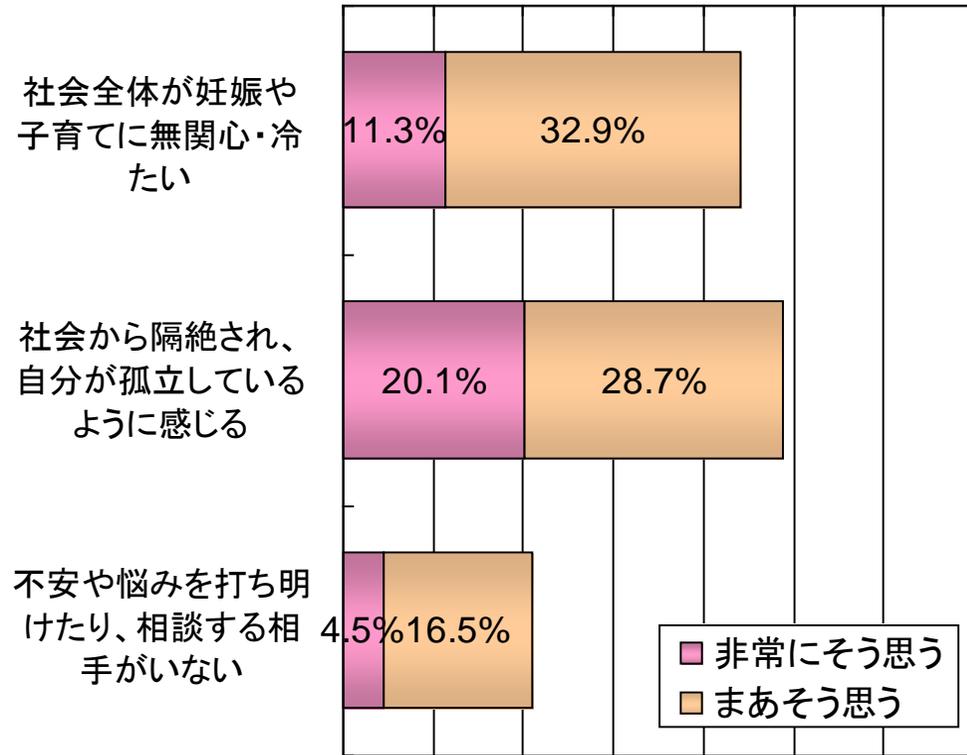
「保育所等における子育て支援機能の充実に関する研究(平成19年2月こども未来財団)」

子育ての孤立化と負担感の増加

- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

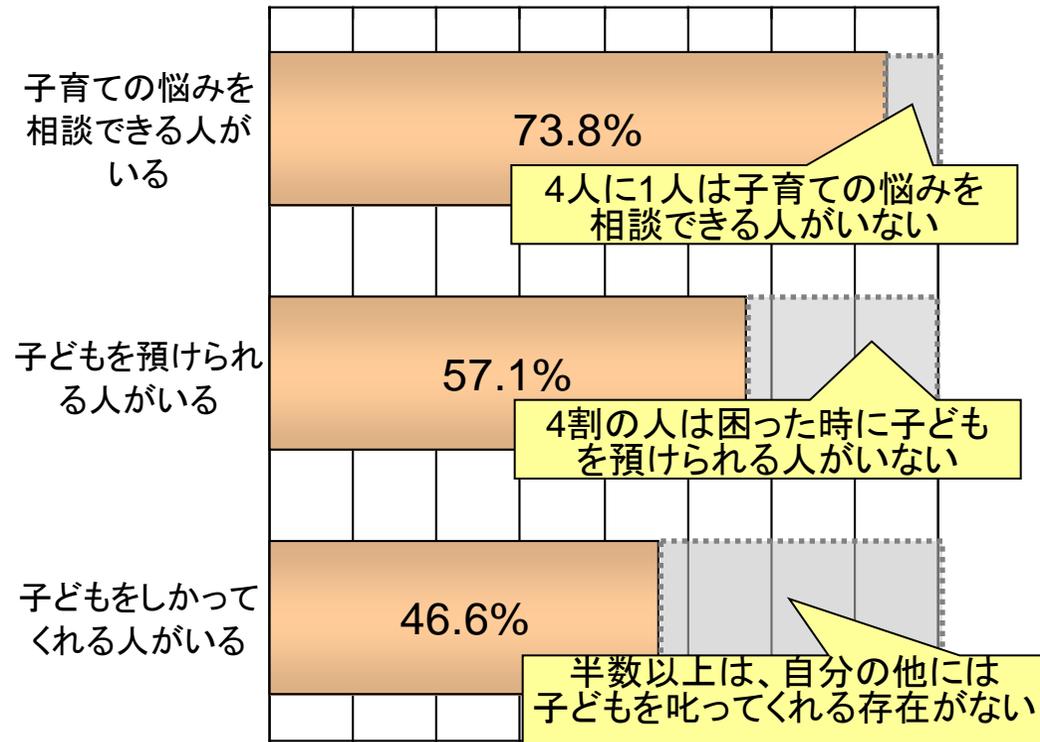
妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている 母親の周囲や世間の人々に対する意識

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



地域の中での子どもを通じたつきあい

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%



資料:財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

資料:株UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)

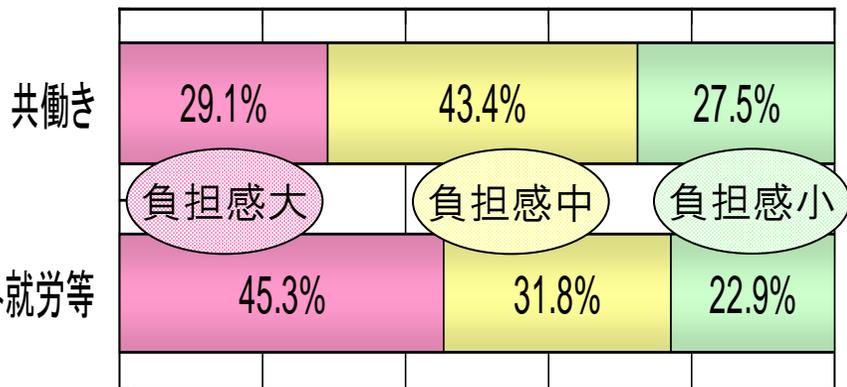
子育ての負担感

- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

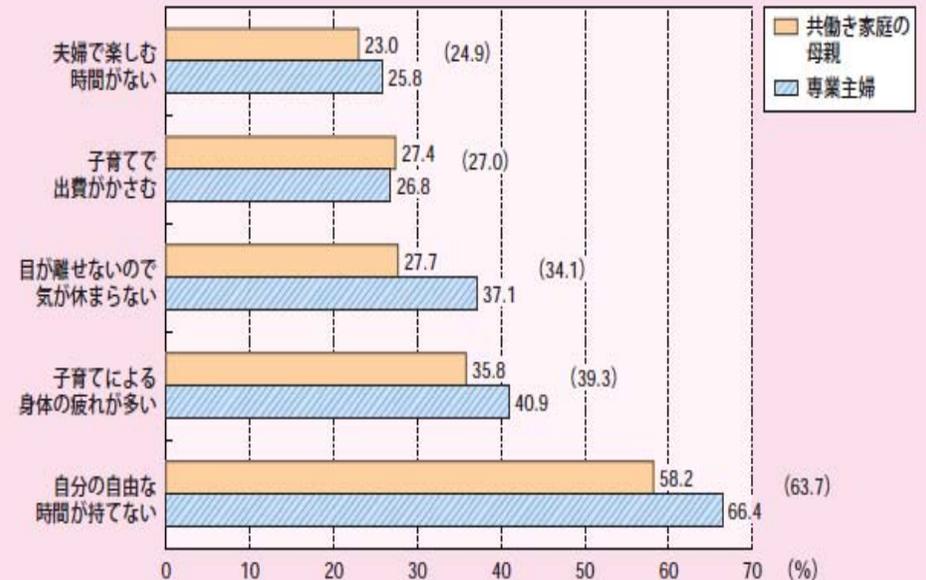
第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感

0% 20% 40% 60% 80% 100%



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)



資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)
注：()内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

2 一時預かりについて

現状

- 国の補助事業である一時預かり事業は、保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な預かりサービスを提供するもの。
 - ・実施箇所数 7,651カ所(平成20年度交付決定ベース)※実施箇所は保育所のみ。
 - ・年間延べ利用人員 約378万人(1カ所あたり平均1.5人/日(約半数以上は1日1人未満))
- ※ 平成20年度までは保育所で実施する場合のみ国庫補助の対象となっていたが、平成21年度からは、NPO等が実施する一時預かりについても一部については、国庫補助の対象とされた。
- 事業実施の義務づけはなく、市町村の判断により、実施(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務あり。)
- 一時預かり事業は平成21年度から保育所に加え、NPO、社協等において実施。そのほか独自の取組として、各自治体やNPO等により、一時預かりが実施されている。
- 一時預かりは、待機児童問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合がある。

【第1次報告における取りまとめ内容】

(1) 現行制度の課題

- ① 保育の必要性の判断基準(「保育に欠ける」要件)の検討において、公費による給付の公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する保育あるいは一時預かりの一定の利用保障が行われるべきという議論への対応の必要がある。

また、育児疲れの親の一時的なリフレッシュ、子どもにとって友達や親以外の大人とふれあえる機会となるなど、一時預かりに寄せる子育て家庭の期待は高く、また、子育てに専念する親が一時預かりを通じて保育への理解を深めることにより仕事と子育ての両立の途に踏み出していくという意義もあり、これらの需要に積極的に対応していく必要がある。

一方で、保育所における一時保育は、待機児童の問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合が多く、通常保育の受け皿の拡充により、本来的な機能を発揮しうるようにしていくとともに、一時預かりの場の広がりが必要がある。

(2) 新たな制度体系における方向性

(一時預かりの方向性)

○ (1)①で整理されるような課題に対応した一時預かりサービスの保障充実の必要性にかんがみ、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。

また、地域子育て支援拠点事業とともに一時預かり事業を行うことの意義、事業運営の安定性の確保、近接するサービス(ファミリーサポートセンター、ベビーシッター等)との関係の整理、地域の実情に応じた柔軟な取組の支援などを考えていく必要がある。

課題・視点

○ 一時預かりサービスは、親のリフレッシュや冠婚葬祭、就労など様々なニーズがあり、当該ニーズに即して、個人がサービスを選択して利用するものである。また、多様な主体(保育所、NPO等)、方法(施設型、訪問型)により、サービスが提供されている。

すべての子ども・子育て家庭に対する支援として、これらの多様なニーズに対応できる仕組みが必要。

○ 多様なニーズに対応することができる仕組み(実施責任、利用方式、給付方式等)を総合的にどのように設計するか。

(多様なニーズのうち、就労のための利用については、公的保育サービスの枠組みによる対応とともに検討)

※ 今後需要が大きく拡大することが見込まれる中、受け皿も大きく拡大する必要。

※ ファミリー・サポート・センター等の訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ

3 児童館について

現状

○ 事業の目的:

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つ。児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成、指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成、指導、子育て家庭への相談等を行う。

- ・ 設置状況:4,700カ所(公営:3,051カ所 民営:1,649カ所)(平成19年10月1日)
- ・ 設置及び運営主体:都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人 等
- ・ 設備と職員:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置、児童の遊びを指導する者の配置
- ・ 施設整備費:21年度予算 8億4600万円(国・都道府県・市町村・設置者 3分の1ずつ負担)
- ・ 事業費(民営のみ):12億9500万円(国・都道府県・市区町村が3分の1ずつ負担)

○ 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移。

○ 現在、児童館においては多様な活動が行われており、乳児から中高生までを広く対象とした事業を実施している。

- ・ 遊びを通しての子ども育成(対象:地域のすべての児童)・日常の自由遊び活動(屋内・屋外) 季節行事(節分、七夕まつり)、体力増強(スポーツ)、交流活動(高齢者、地域団体との交流)、創作活動・工作活動・鑑賞会(演劇・音楽・絵本の読み聞かせ)等
- ・ 子育て家庭支援(対象:幼児親子、配慮を要する児童生徒等) 幼児親子教室、子育て情報、放課後児童クラブ、不登校児童生徒対策等
- ・ 地域活動の促進(対象:母親クラブ、子育てサークル、青少年ボランティア等) 母親クラブ(子どもの見守り、安全点検)、子ども会等

(参考)

民間児童館・児童センター活動事業

(民間児童館が、下記の事業より2つ以上実施する場合の事業費補助・補助率1/3)

(1) 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うもの

(2) 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うもの

(3) 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校関係者との連携を図り、個別又は集団指導を定期的に行うもの

(4) 年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うもの

※平成19年度からは、地域子育て支援拠点事業として、民営児童館内で一定時間つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施する事業が実施されている。(実施箇所:168カ所(平成20年度))

(児童の健全育成に関する公的役割)

- 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を有するとされ(児童福祉法第2条)、基礎的自治体である市町村には、「すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進」が求められている(次世代法に基づく行動計画策定指針)。

(社会的支援の必要性の高まり)

- 核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、子どもの多様な体験・活動の機会の減少、地域において子どもが安全に遊べる場所の減少、地域における子育て機能の低下、子育て家庭の孤立化これに伴う家庭における子育て力の低下、不登校など子どもの抱える問題の深刻化などを背景として、子どもの自主的な遊びを通じた人格発達支援など、児童の健全育成を社会的に支援する必要性が高まってきている。

(遊びを通じた人格発達支援を担う児童館の役割)

- 遊びは子どもの発達にとって身体的、社会的、教育的に大きな価値を持つとともに、遊びを通じて多様な人間に関わり社会性を獲得していくといった意義も有する。児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設として位置づけられている。その主たる事業内容は、主に学齢期の子どもを対象として、
 - ・ 遊びを通しての子どもの育成、
 - ・ 児童厚生員が携わりながら行う日常の自由な遊び活動とされており、上記の趣旨に適った専門的な施設として、活用の促進、事業内容の充実が期待される。

(児童館の多様な活動)

- また、児童館は、子どもの自主的な遊びを通じた人格発達支援等を図るための事業とともに、近年、乳幼児とその保護者や中高生を対象とした事業、地域の子育て支援事業、障害児への対応や様々な困難を抱える子どもへの対応などにも取り組んできており、地域コミュニティの核としての機能を果たしていくことも期待される。

(新制度への位置づけ)

- 遊びを通じた子どもの育成を中核としたこれら児童館が担っていくべき機能や事業、そのために欠かせない担い手の資質の向上を支援していくことを、新制度においてどのように位置づけていくべきか。

【第1次報告における取りまとめ内容】

(1) 現行制度の課題

- ③ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業や、地域子育て支援拠点事業は、子育ての負担感・孤立感を軽減し、虐待の防止にもつながる重要な意義を有しているが、こうした事業の取組の促進をどう図るか、検討の必要がある。
- ④ その他多様な子育て支援事業があるが、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促すために、どのように支援していくか、検討の必要がある。
- ⑤ 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成をどう図っていくか、また、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップといった取組の強化が必要ではないか、その他、各種の子育て支援事業の質の向上をどう図っていくかといった点について、検討の必要がある。
- ⑥ 保育をはじめ各種子育て支援サービスの利用に際してのコーディネーター的役割の必要性も踏まえ、親の子育てを支援するコーディネーター的役割について検討の必要がある。

(2) 新たな制度体系における方向性

(情報提供・相談援助や「コーディネート機能」)

- 地域の中で子育てが孤立せず、子育ての楽しさを実感できるようにしていくためには、乳幼児を持つ親の成長の支援も含め、子育ての情報提供や相談援助機能がまず重要である。先進的な取組として、すべての子育て家庭が、希望する保育所へ登録し、相談援助機能等の多様な支援を受けることができる取組もなされている。

また、子育てや子育て支援するサービスについての理解を助け、実際の地域の子育て支援サービスにつなげていく機能、さらには、保育をはじめ具体的なサービスの利用調整機能などを包含した、子育て支援の「コーディネート機能」を実質あるものとして位置づけていく必要がある。

その際、市町村、保育所、地域子育て支援拠点など、地域の実情に応じた担い手、関係機関の連携といったことに留意しつつ、さらに検討していくべきである。

(地域子育て支援拠点事業等)

- 在宅子育て家庭を支援する地域子育て支援拠点事業は、身近で気軽に利用できるような量的拡充を図っていく必要がある。また、子育て家庭のリスクにもきめ細やかに対応できるよう、全戸訪問事業をはじめとして地域の様々な子育て支援の資源と連携しながら、地域全体が子育てに関われるような支援となるよう、ネットワーク化をはじめとした機能の充実を図っていくことが必要である。

(その他地域特性に応じた多様な子育て支援の取組)

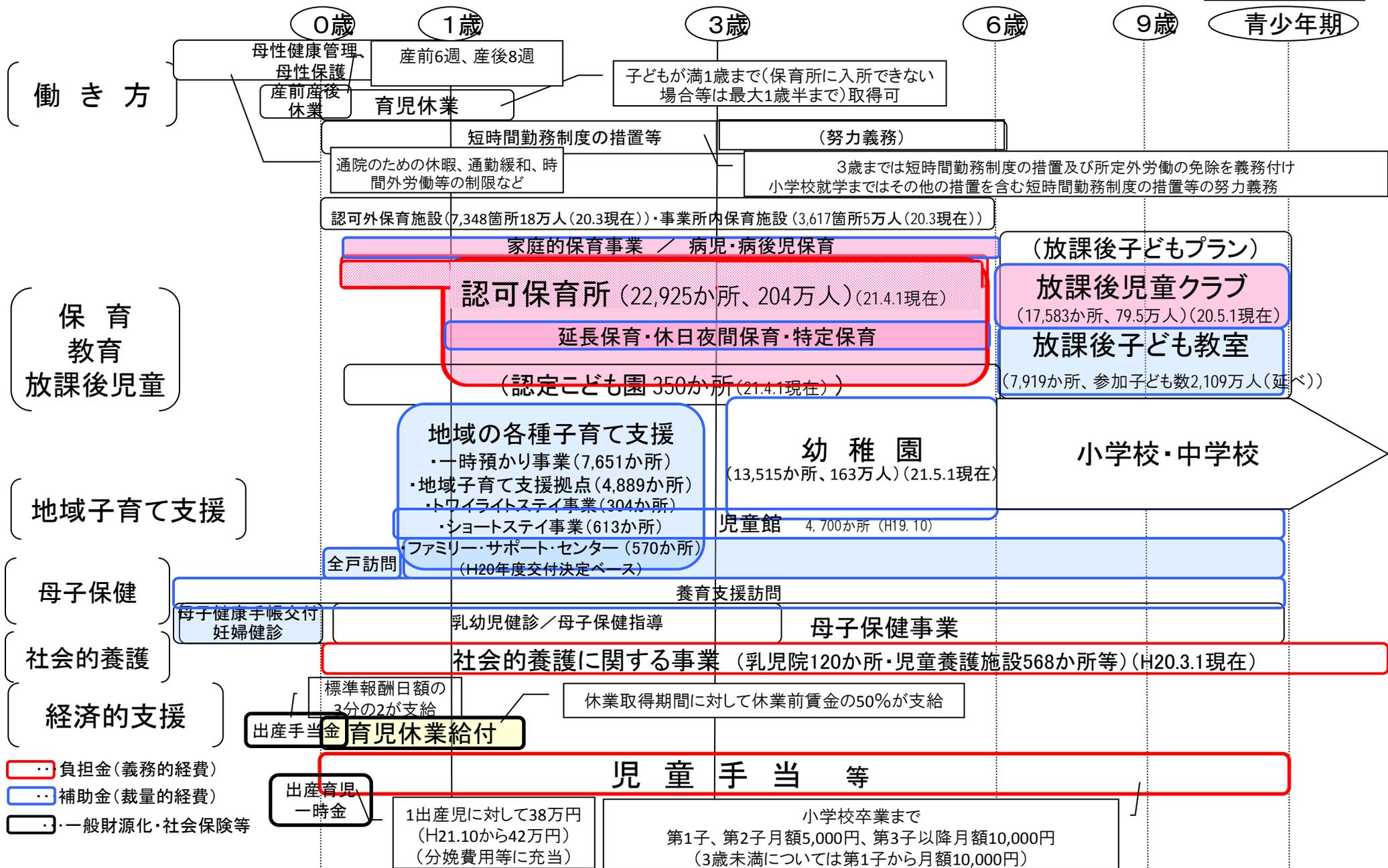
- その他多様な子育て支援事業に関しては、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促す支援、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、親がやがて支援者側に回れるような循環を生む環境作り、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップといった取組の強化など、さらに検討していくべきである。

(子育て支援事業の制度上の位置づけ・財源のあり方)

- 以上のようなすべての子育て家庭を対象とする子育て支援事業を充実していくため、必要となる制度上の位置づけ及び財源のあり方を、介護や障害といった他の社会保障制度の例(一部の事業について市町村の必須事業としての位置づけ、市町村が事業実施しやすい費用負担のあり方など)を参考にしつつ、それぞれの事業の子育て支援事業全体の中における意義や位置づけを整理しながら、さらに検討していくべきである。

次世代育成支援に関する制度の現状

参考資料



※ 周産期医療・小児医療・障害児サービスについては、医療制度・障害者自立支援制度全体の中で提供

各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務がかかっている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,247市区町村 (平成20年度交付決定ベース)	実施市区町村の割合 72.2%	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	799市区町村 (平成20年度交付決定ベース)	実施市区町村の割合 45.3%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,889か所 (平成20年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.22か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,700か所 (公営3,051か所・ 民営1,649か所) (平成19年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,651か所 (平成20年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.34か所	
	支子育て事業短期	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	613か所 (平成20年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.34か所
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	304か所 (平成20年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.17か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	570か所 (平成20年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.31か所	

注:市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在(※訪問支援の2事業については、交付決定時点の各都道府県ごとの市区町村数による))。

注:小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(確定値)」)。

各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<p>○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。</p> <p>○ 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分</u>。</p> <p>※ <u>事業毎に一定額が補助される仕組みではない</u>。</p>	<p>○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、<u>事業毎に定められた一定額を国が補助</u>するもの。</p> <p>※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。</p>
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・ 延長保育促進事業 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ 次世代育成支援人材養成事業 ・ へき地保育所事業 ・ 家庭支援推進保育事業 ・ <u>その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 病児・病後児保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可化移行促進事業 ・ 休日・夜間保育事業 ・ 特定保育事業 ・ 一時保育(一時預かり)事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 民間児童館活動事業 <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(参考) 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

	介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
	<p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u> ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>介護予防事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>包括的支援事業・任意事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料 ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、<u>各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u> 具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u></p> <p>(国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u> ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。</p> <p>(国:1/2、市町村:1/2)</p>

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組自治体	事業概要
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育て応援券	杉並区	就学前の子どもがいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。
子育て支援マンション認定制度	墨田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転貸支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。

各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金を差し引いた金額の助成等。
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。
聴覚健診	羽島市 揖保川町 他	新生児聴覚検査費の助成。
プレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。

事業名	取組自治体	事業概要
「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
子ども部会の討議による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
子育てネットの運営・マップづくり	三鷹市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
チャイルドライン		18歳までの子どもがかけられる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
出会いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。